

## <愛鳥週間用ポスター原画募集要領>

### 1. 目的

愛鳥週間用ポスターの原画を、広く全国の児童及び生徒から募集します。

このコンクールは、その製作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、一般国民への普及、啓発につとめることが目的です。

### 2. 主催及び後援

主催：財団法人日本鳥類保護連盟

後援：環境省・文部科学省・林野庁

### 3. 応募資格

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校、高等専門学校等に在学中で、18歳以下の者。また、愛鳥モデル校や環境教育指定校など特定の学校に限りません。大学生、美術専門学校生等は対象外。

### 4. 締切期限および送付先

#### (1) 各学校から都道府県へは

各学校長は、児童・生徒の作品の中から優秀なものを選び、当該学校の参加生徒総数を記載した書面を添え、都道府県自然保護主管課宛てに送付してください。

締切等詳しくは、都道府県の担当課までお問い合わせください。なお、学校や個人から直接当連盟に送付されてきた作品については、受け付けておりませんのでご注意ください。

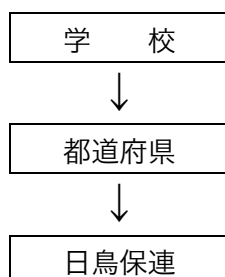
#### (2) 都道府県から連盟へは

都道府県自然保護主管課長は、小学校、中学校、高等学校の部門ごとに優秀なもの各3点以内、計9点以内を選考してください（特別支援学校・各種学校等の児童・生徒は小・中・高等学校の該当する学年に含めてください）。

選考された作品には、応募票（様式1）に必要事項を記入の上、必ず裏面に貼付してください。

(1) による当該都道府県の小学校、中学校、高等学校別の参加校数及び児童生徒数を応募票（様式2）に記入して送付してください。

応募の流れ



締切：平成23年10月3日（月）

送付先：〒166-0012

東京都杉並区和田 3-54-5 第10田中ビル 3F

ポスター担当 神崎

TEL 03-5378-5691 / FAX 03-5378-5693

E-mail kanzaki@jspb.org

## 5. 作成要領

### (1) 作成時期

原画の作成時期は募集目的に沿うため、できるだけ愛鳥週間中または夏休み期間中に作成するよう指導してください。 ※今年度に描かれたもの以外は審査対象外とします。

### (2) 図柄

図柄は日本に生息する野生鳥類を主な対象として、愛鳥思想の高揚普及の目的に沿ったものとします。家禽・ペット、動物園などで飼われているイメージは不可。

- (a) 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
- (b) 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
- (c) 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
- (d) 野鳥の保護活動をテーマとしたもの
- (e) その他、野生鳥類保護思想の高揚に役立つもの

### (3) 用紙

たて 51～55 cm、よこ 36～40 cm以内とし、必ずたて描きとします。

### (4) 彩色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可）。

ただしパソコンでの作品は不可。

### (5) 文字

作品には必ず漢字で「愛鳥週間」とだけ入れてください。（※小学校 3 年生以下は漢字を習っていないため入れなくても結構です。）「Bird Week」またはカタカナでの「バードウィーク」も可。「Bird Week」の大文字・小文字は問いません。

それ以外の標語等は不可。なお、絵の中で風景としての看板などはかまいません。

### (6) その他

応募作品の裏面に、必要事項を記入した応募票（様式 1）を必ず貼付してください。

- (a) 応募作品はオリジナルのものに限ります。

野鳥の写真や絵画は参考の範囲にとどめてください。元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後でも取り消しする場合があります。

- (b) 参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名を必ず記入してください。

## 6. 審査及び審査結果発表

### (1) 審査

審査は、10 月中旬に環境省、文部科学省、林野庁、日本鳥類保護連盟及び学識経験者で構成する審査会において行います。

### (2) 審査の結果発表

入選以上の作品については都道府県を通じて学校に通知します。（12 月中旬予定）

## 7. 表彰

(1) 入賞 入賞者には賞状及び楯を贈呈します。

(2) 賞	(財)日本鳥類保護連盟総裁賞	1点
	環境大臣賞	3点以内
	文部科学大臣賞	3点以内
	林野庁長官賞	3点以内
	(財)日本鳥類保護連盟会長賞	9点以内
	入選	若干名

入賞者は氏名・学校名・学年を連盟機関誌・ホームページで発表しますので予めご了承ください。

## 8. ポスターの作成

入賞作品のうち1点を、翌年度愛鳥週間用ポスターとして印刷し全国に配布します。

(印刷に際し、作者の了解を得て専門家が手を入れることがあります。)

## 9. 返却について

応募作品はすべて返却いたします(12月下旬以降)。ただし、受賞作品については、翌年の愛鳥週間(5月)に受賞作品展を実施する場合があります。その場合、返却は展示会後になりますので予めご了承ください。また、総裁賞に選ばれた作品は当連盟で保管し、返却いたしません。